上越地域消防事務組合障害者活躍推進計画

1 策定趣旨

令和元年6月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害のある職員が職場で活躍できるための取組を進める障害者活躍推進計画を策定し、公表することが国及び地方公共団体に義務付けられました。

この改正を受け、障害のある職員一人一人が障害の特性や個性に応じて活躍できるよう、本計画を策定します。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)

3 周知・公表

本計画は、庁内LANへの掲載等により、すべての職員に対し周知するとともに、当組合のホームページに掲載するなど、市民に対しても公表します。

4 現状と課題

当組合は、在職する常勤職員はすべて消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集、採用は行っていません。

過去には、在職中に疾病、事故等により障害者となった職員(以下「中途障害者」という。)が 在籍することもありましたが、個別の対応で大きな問題は生じていないため、これまで組織的な 体制整備は行っていないのが現状であります。

5 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であり、職務の特殊性から障害者に限定した募集、 採用を行うことは困難でありますが、障害者であることを理由に応募できないような受験資格 を設けることや障害者であることを理由に不採用になることはありません。

(2) 定着に関する目標

今後、中途障害者を含め障害者が在籍することとなった場合は、不本意な離職を生じさせないように努めます。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ア 障害者雇用促進者として消防局総務課長を選任します。
- イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

今後、中途障害者を含め障害者が在籍し、職務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合には、面談等を通じて負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ア 障害者への事情や希望等を考慮し、多様で柔軟な勤務形態を設定するとともに、必要な配慮 等の有無を把握、検討し、継続的に必要な措置を講じます。
- イ 必要な措置を講じる場合には、障害者からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならないよう に適切に対応します。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律を踏まえ、企業等における障害者の活躍の場の拡大推進に努めます。